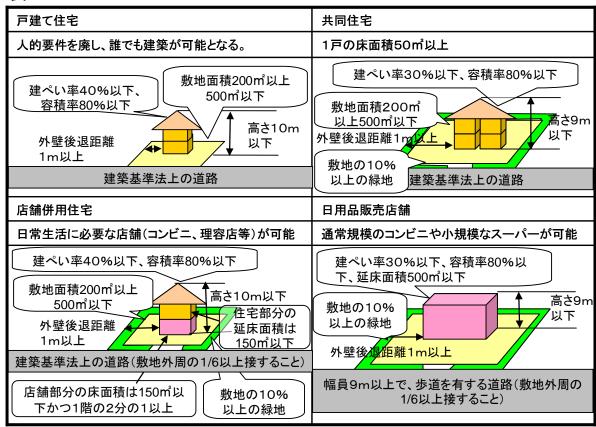
法34条11号指定区域 (集落内開発制度指定区域) について

本市では地域コミュニティの維持を目的として、用途や形態規制等の特定の基準を満たせば、市街化調整区域内においても、誰でも開発や建築が可能となる、都市計画法34条11号に基づく区域(集落内開発制度指定区域)の指定を行っております。 ※平成22年4月1日運用開始、平成27年10月23日区域変更(最終)

- ●指定区域内においては、表1に示す4種類の用途について、誰でも開発及び建築が可能 となります。
- ●開発及び建築を行う場合は許可が必要となります。
- ●指定区域内であっても、他法令の制限(優良農地・土砂災害警戒区域等)により建築できない場合がありますので、必ず所管部署に確認してください。

表1



- ■指定区域に関するお問い合わせ → 都市政策課(096-328-2502)
- ■指定区域内における許可基準・手続きに関するお問い合わせ → 開発景観課(096-328-2507)